

「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック」 改訂第5版を公開しました

「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会（※1）」（事務局：（公財）不動産流通推進センター）は、業界を挙げて、不動産業における犯罪収益移転防止等に関する措置の徹底を図っております。

今般、その一環として、連絡協議会で制作している「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック（通称：犯収法ハンドブック）」に関し、本日、改訂第5版を公開したことをお知らせします。

※1 協議会構成・不動産業 6 団体

（公社）全国宅地建物取引業協会連合会 （公社）全日本不動産協会 （一社）不動産協会

（一社）不動産流通経営協会 （一社）全国住宅産業協会 （公財）不動産流通推進センター

1. 主な改訂内容など

（1）宅地建物取引業者に対して犯罪収益移転防止法の措置徹底を求める社会的状況等の説明

2028年のFATF（※2）による第5次対日相互審査に向けて、国土交通省や連絡協議会が次のような要請を行っていることを第1分冊の冒頭に掲載し、それぞれの宅地建物取引業者においても対応の徹底を図っていただく必要があることを周知する内容としました。

※2 FATF：マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために設置された政府間会合

- ①国土交通省：2025年6月27日付事務連絡「犯罪収益移転防止等の厳正なる遵守について」を
発出。
- ②連絡協議会：2025年10月2日付で「不動産業における犯罪収益移転防止等に関する措置の
徹底について」を申し合せ。

（2）法令改正による本人確認方法、本人確認書類の変更等の解説

- ①本人確認方法：マイナンバーカード関連の「カード代替電磁的記録」の送受信による方法の追加
- ②本人確認書類：各種健康保険の「被保険者証」の廃止、「資格確認書」の追加
- ③罰 則 関 係：刑の種類の変更（懲役→拘禁刑）
- ④マイナンバーカードに関する「ICチップ情報」の表示確認など確認徹底の要請 など

（3）本人確認結果等による「疑わしい取引の届出」の実施徹底、「不動産業反社データベース」等の活用

2. 犯収法ハンドブックの活用方法など

次のような用途で活用していただくことを想定しています。

- （1）不動産業団体が「犯罪収益移転防止法」関連の講習を実施される際の教材として
- （2）各宅地建物取引業者が社内勉強会を実施される際の教材として
- （3）日々の不動産売買・仲介業務等における確認資料として

本件に対する問い合わせ先：（公財）不動産流通推進センター（担当：櫻井、古川 TEL：03-5843-2065）

3. 犯収法ハンドブック等の掲示場所について

当センターのホームページ内に設けている「連絡協議会」のページにおいて掲示しており、無料でダウンロードできます。

このページでは、「確認記録等の参考様式」、「本人確認等の実施規程(ひな型)」なども掲示するとともに、宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング対策等の関連情報も表示していますので、ご活用ください。

<https://www.retpc.jp/shien/maneron/>



< 犯罪収益移転防止のためのハンドブック（3分冊） >



以上